

平成26年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月11日（水曜日）午前9時18分開議

本日の出席議員

議長（9番）	水垣 正弘君	副議長（8番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	岡田 昭夫君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	浜名 進君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	鈴木 一男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 補 佐	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	主 査	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 任 外山 勝也

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成26年6月11日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 請願第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める請願
（常任委員長報告、審議、採決）

日程第3 議第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出について

日程第4 請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願
（常任委員長報告、審議、採決）

日程第5 議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるに
あたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の提出について

日程第6 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきましては、町広報係による写真撮影を許可いたしておりますので、ご了承願います。

脱衣を許可したいと思います。

日程第1 一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問を行います。

1点目として、新工業ゾーン企業誘致の進捗状況について質問をいたします。新工業ゾーン企業誘致については、平成21年12月16日、新工業ゾーン企業誘致に伴う受け入れ体制プロジェクトチームが役場職員8名で結成され、平成24年7月9日まで約4年間で15回にわたり企業誘致に伴う受け入れ体制の検討をしまいいりました。15回の会議の内容について、幾つか報告いたします。

1つが、企業誘致に伴う受け入れ体制の検討。2つ、企業誘致に伴う課題等の検討、整理。3つ、地区計画を策定する課題。4つ、重点促進区域に指定する課題。5つ、重点促進区域の検討課題として、菅谷地区60ヘクタール、若地区36ヘクタール、計97ヘクタールの面積を新工業ゾーン企業誘致の重点促進区域に設定し、これにかかわる中間報告を平成22年4月に町長に報告。6つ、企業誘致優遇策の検討。7つ、プロジェクトのメンバーから提出された企業誘致優遇策案をもとに、八千代町で実施すべき優遇策を検討。8つ、平成23年5月9日、第8回会議では、プロジェクトで検討した平成22年度の内容を整理し、町長に報告。9つ、平成23年6月21日に八千代町産業戦略会議が15名の委員によって結成され、平成25年7月9日までに5回の会議を開催。10、プロジェクトチームが今まで検討した経過の資料を八千代町産業戦略会議に報告。11、産業戦略会議

では、報告書の資料を再度検討し、その結果、資料をもとに町長に報告。12、プロジェクトチームが今まで検討してきた新工業ゾーン企業誘致、菅谷地区、若地区97ヘクタールを八千代町の新しい企業誘致として立ち上げ、企業誘致の動向、企業誘致の活動と対応、企業優遇策、企業誘致に関して八千代町を紹介、収穫体験ツアー、PRのパンフレットなど15回にわたって会議を持ち、検討してきた資料を八千代町産業戦略会議に報告。13、八千代町産業戦略会議では、プロジェクトの資料を基本に再度検討し、その結果を町長に報告とある。

新工業ゾーン企業の誘致に伴う受け入れ体制検討プロジェクト後の会議は、平成24年7月9日で会議がとまっており、また八千代町戦略会議では平成25年7月9日でとまっていることは終了したことになる、あとは町長に委ね、町長に任せるということであろうと思います。最後の報告を受けているのに、新工業ゾーンの地権者との話し合いの結果、企業誘致の確保、企業進出の進捗状況について、今もって議会に報告がないということは、町長は本当に八千代町の町民のために、みずから真剣に取り組み活動してきたのか疑いたくなる。

私は八千代町の将来を考えたときに、子ども3人以降の出産をした夫婦に対して、26年4月1日より30万円の新しい助成金制度が実施されることになりました。しかし、これだけではなかなか3人目の子どもさんを産んでもらうことは大変厳しいのではないかと思います。そのためにも、人口をふやすことは企業の進出であります。社員、従業員、家族が八千代町に移住していただければ、人口の増加、税収の確保にもつながるのである。日野自動車関連企業、一般企業の1社でも2社でも進出があれば雇用の確保ができ、町外に出て働かなくても町内で働く場所があれば自然と人口がふえ、税収にもつながるのである。八千代町のためにも企業の進出は不可欠であります。そのためにも私は、町長に県庁に出向き、知事と話し合いをしていただきたい。1回でだめなら、2回、3回と行くことによって、また来たのかと言われるほど積極的に活動していただきたいと一般質問をお願いをしてまいりました。また、結城市では東京にある茨城県企業の紹介所で紹介をしていただき、企業の進出が決まったと聞いています。また、下妻市長は京都までみずから出かけて、企業進出の交渉に行くと市長から聞きました。近隣の市長は、積極的に活動して企業進出を果たしています。

そこで、町長に質問いたします。1つ目、町長はみずから新工業ゾーンの地権者との説明会、話し合いを積極的に行ったのか、答弁をお願いいたします。

2つ目、新工業ゾーン企業誘致に伴う受け入れ体制プロジェクトチームが15回にわたり検討した報告、また八千代町産業戦略会議が5回にわたって検討した報告に対して、企業の進出の体制はできていたのか、町長の答弁をお願いいたします。

2点目として、八千代町の将来を見据えたときに、企業の進出は八千代町にとって大きな課題であります。今の状況では企業の進出はないと思うが、今までに町長は企業の進出に向けて積極的に活動した回数と内容について答弁をお願いいたします。

3つ目として、今後八千代町の人口増加と税収確保にどのような対応、対策をもって八千代町を守っていくのか、町長の答弁を求めます。

再質問はいたしませんので、真実透明な答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 11番、小島由久議員の一般質問にお答えします。

まず、新工業ゾーンの地権者との話し合いの実施状況と結果についての質問でございます。平成20年3月に都市計画マスタープランに位置づけました菅谷・若地区につきましては、平成24年2月に区域内の全地権者に対しまして、所有地に対する企業進出を前提とした協力意向調査を実施しております。地権者総数180件のうち115件の回答をいただいております。約6割であります。調査後につきましては、主に個別に打診のあったものについての相談や、電話での問い合わせ等に対する対応を行ってまいりました。今後は、可能な限り迅速な誘致を推進するためにも、意向調査結果等を踏まえ、エリアの設定等を模索していくとともに、進出希望企業の事情に応じ、必要であれば個別交渉を行いながら、必要な諸手続の対応を行っていくなど、適宜、地区計画策定に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に伴う受け入れ体制検討プロジェクト会議及び産業戦略会議の報告に対する対策対応についてのご質問でございますが、小島議員もご承知のとおり、産業戦略会議につきましては平成23年6月に町内の有権者15名により、企業誘致を含め産業の活性化策につきまして検討をお願いした組織であり、これまでに5回の検討をいただいております。また、企業誘致に伴う受け入れ体制プロジェクト会議につきましても、産業戦略会議の専門部会という位置づけであり、課題や方策に対し具体的に検討を行う、役場内関係課職員8名による組織で、これまでに15回の検討をいただきました。

今般の報告につきましては、プロジェクト会議が14回、戦略会議においては4回の会議検討結果として平成24年3月にいただいたもので、内容といたしましては、企業誘致優遇策として固定資産税の課税免除について、定住促進策として保留地住宅支援助成金について、新工業ゾーン地権者への土地利用の意向調査についての3つの対策の報告かと思えます。私は、お骨折りをいただきました報告につきまして慎重に検討いたしました。が、いずれの対策も町の活性化には必要なことだと判断し、これら全てを採用させていただきます。これまで実施してきたところであります。中でも保留地住宅支援助成金につきましては反響があり、今年度の予定者も含め16件の活用実績があったことから、保留地販売促進と定住促進に効果が出ているようであります。

また、企業誘致に向けた、企業に対する活動につきましては、平成23年来、日野自動車を中心にトップセールスを展開しており、八千代町の地理的な優位性と広大な土地の状況等、町の発展性の優位性をアピールし、工場等の進出や定住者に対する働きかけを行っております。トップセールス等の経過につきましては、9回会議を行っております。日野自動車へも3回行きまして、また日野のほうからも6回八千代町に来ております。企業につきましては、トップセールスであります。が、日野関係の企業等につきましては、八千代へ進出という申し入れはありません。

次に、企業進出の受け入れ体制についてのご質問ですが、ご承知のとおり当町は昭和61年に市街化区域と市街化調整区域とに線引きされました。このため、調整区域内に企業を誘致するに当たっては、町の土地利用計画において区域を位置づけ、さらに地区計画を策定する必要があることから、当町といたしましては企業誘致の受け皿として、まずは都市計画マスタープランに菅谷・若地区を新工業ゾーンとして位置づけを行ったわけであります。

また、開発の手法といたしまして、工業団地として町などが用地を先行取得し、造成工事を行い整備・分譲していく方法がありますが、財政面あるいは整備後の分譲に伴うリスク等を考えますと、非常に困難と考えております。基本的には進出希望企業に対し、可能な限り支援していく形での誘致を考えております。今でいえばオーダーメイド方式ということでございまして、エフピコ方式等もとっております。企業誘致に造成を行うと、20町歩やりますと20億円からかかるということでございまして、オーダーメイドという、企業進出があればお手伝いする方式をとっております。何とぞご理解くださるようお願いいたします。

最後に、人口増加の対応策と税収確保についてのご質問でございますが、2012年の日本の出生数と死亡数を見ますと、出生数が約100万人、死亡数が約120万人で、少子高齢化による人口減少が進んでいる実態が浮き彫りになっております。この傾向は、当町においても例外ではなく、深刻な問題であると認識しております。また、これに伴い、当然税収の落ち込みも懸念されるところであります。当町におかれましても、出生が160人から170人、死亡が270人から280人ということで、約100名の差があります。町としても、この問題の対応策として、企業誘致や人口の張りつけを推進する施策、特に若年層者を確保する施策などを講ずる必要があると考えております。

具体的な対策といたしましては、企業も同じでございますが、固定資産税の課税免除による企業誘致促進や、保留地住宅支援助成金制度を活用した定住化の促進、さらには子育て支援策として医療福祉費支給制度や出産子育て奨励金支給制度、保育園・幼稚園の施設整備、そして良好な教育環境を整備することなどであると考えております。

また、去る5月19日には、日野自動車の専務ほか2名の幹部が来庁しておりますが、その際にもトップセールスをさせていただきました。日野自動車からは、社員の住居相談窓口を設置するとの情報などもいただいております。今後も引き続き、そうした窓口などを通じて、町の支援策や八千代町の魅力などを積極的にアピールしていくことも重要な施策と考えております。

私は、そうした施策を着実に実行していくことで、定住人口はもとより交流人口もふやし、活気に満ちたまちづくりを目指していきたいと考えております。今後とも議員さんのご理解ご協力をお願いするわけでございます。

さらに、今回、八千代町都市計画マスタープランを一部改定しております。水口周辺の30ヘクタール、31.5ヘクタールをマスタープランの中へ繰り入れることになっております。八千代町でも平成26年10月から27年6月までは、工業系の計画を作成する予定になっております。向こう側は筑西幹線道路4車線通れますので、若地区、根ノ谷地区、さらに水口地区の3つの計画を持っておりますので、いろいろこれからも八千代町にも企業進出があるかと私は考えております。

私も4期、町長をやっておりますので、4期目の集大成として企業誘致を積極的に進めていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして回答いたします。

議長（水垣正弘君） 11番、小島議員さん、再質問はありますか。

11番（小島由久君） ないです。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

次に、1番、国府田利明議員の質問を許します。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私の題目は3つあります。1つ目といたしまして、東海第二原子力発電所の再稼働について、2点目といたしまして、町指定の可燃専用ごみ袋、不燃ごみ袋について、3点目といたしまして、八菜丸についてでございます。

まず、東日本大震災、これに伴う福島第一原子力発電所の大惨事から3年余り、全国51カ所の原発は運転停止をしたままですが、最近では運転の再開の議論が始まろうとしています。その背景には、化石燃料の輸入コストが高いなど電力、産業界の声があるものと思われませんが、一度事故が起きますと、今の福島のように多くの方がふるさとに帰れない、職場がなくなる、農業、観光への大打撃など、影響ははかり知れません。原子力規制委員会許可をもって再開が早いと言われている九州電力の鹿児島川内原発のようなところもあれば、地震、津波の測定規模が甘いと司法判断され、再開を禁止された原発もあります。我が八千代町も、県内の茨城東海村第二原発があり、福島第一原子力発電所の事故の際も風向きや農作物、水に大変な心配をしました。

先日のNHK世論調査では、どちらかといえば反対を含めると、半数以上は再開に反対となっていました。現代生活は、電気、電力と無縁では成り立ちません。しかしながら、原発への依存割合を落とし、環境を守り、住民の命、暮らしを守ることは可能です。節電意識の普及徹底、生産企業活動、一般消費活動における省エネ製品の研究開発、太陽光発電など自然再生エネルギーの開発の普及を徹底すれば、原発に頼らずに、生活の時計の針を昔に戻さなくても快適な生活が可能だと確信します。例えば、コンビニエンスストアには太陽光発電パネル設置を義務づけ、かつ節電営業の協力を呼びかけることなどが考えられますが、町として原発に対する姿勢を明確に示し、具体的な行動をとることが大切だと思います。これらを踏まえまして、質問に入らせていただきます。

1つとして、原発の運転再開に対する見解を総務課長にお伺いをいたします。

2として、当町としてどのように今後対応をしていくのか、町長にお伺いをいたしま

す。

続きまして、可燃ごみ袋と不燃ごみ袋についてでございます。当町のごみ処理は、下妻広域事務組合、当町を含む下妻市、常総市の一部、旧石下町と一緒にっており、下妻市のクリーンポートにて処理を行う体制となっております。ごみ袋は年に1度、4月に可燃ごみ袋45リットルの袋と、不燃ごみ35リットルの袋を合わせて計80枚を配布しています。可燃、不燃ともに計80枚であれば交換は可能です。配布は、各行政の副区長さんが役場に取りに来ていただき、そこから班長または組合長へと配布をされる体制となっております。また、行政に属していない方やアパート住まいの方には、はがきを送り、直接生活環境課へ取りに来ていただく体制となっております。1年間で足りなくなった場合、役場の生活環境課または八千代町で協力店であるカスミストア、クラモチ薬局、トライアルなど30カ所の店舗で、可燃、不燃ともに10枚1束とし、500円で販売をしております。昨年度のごみ袋、協力の販売店での売り上げは1万6,385束、これを金額にいたしますと819万2,500円であります。役場での売り上げは9束となり、4,500円とのことでした。

現在、近隣市町村の古河市では、透明の袋に入れて可燃ごみと不燃ごみの仕分けをすれば、ごみ袋代はかかりません。また、同じ処理場の管理下となる下妻市では、年に1度チケット制でごみ袋の枚数を振り分けており、世帯で1人から2人のお住まいの方には100枚、3人から4人の住まいの方には120枚、5人以上の方には140枚となっております、枚数が多いだけでなく、チケット体制で可燃、不燃を自由に選べる、チケット1枚で20枚交換できるように工夫がされております。主婦の方、アパート住まいの方には、配布されたごみ袋が足らなくならないように一生懸命1つのごみ袋をぎゅうぎゅうにして使っているが、どうしても足らなくなるという声や、どうして八千代町のごみ袋は高いのですかと質問が非常に多い状況です。そういった声を聞き、当町の配布の量、そして配布体制を改善もしくは工夫をすべきだと考えました。

ここから質問に入らせていただきます。1つ目として、当町の可燃ごみ、不燃ごみの体制、今の現状をどのように把握をしているのか、生活環境課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、当町の配布の量をふやす考え、そしてさらに価格を下げる考えがあるのか町長にお伺いをいたします。

3点目といたしまして、配布方法を今後は工夫していくべきと私は把握をした中で考えますが、配布体制について、今の現状を踏まえどのようなお考えなのか、町長にお伺

いをいたします。

3つ目ですが、八菜丸についてでございます。八菜丸も、農産物イメージキャラクターから、昨年度は非常に迅速にゆるキャラを着ぐるみ化し、1年が過ぎました。産業建設課の職員の方を初めとし、八千代町役場の職員の皆様が缶バッジをつけたり、ひたむきな努力活動でテレビ出演もあり、だんだんと知名度等人気が高くなってきたと感じています。そして、先月5月には、八菜丸のグッズとして新たにポロシャツ、白、ネイビー、ピンク、グレー、えんじと5色の製作で、本定例会の議会では八菜丸のポロシャツを着用しての議事を議会運営委員会でも決定をされ、本6月定例会では八菜丸のポロシャツを着用しての議事を、先輩たちとともに愛されるキャラクターになってきました。ですが、八菜丸のポロシャツは職員用には販売はされていますが、一般販売はまだされておられません。この数年続いているゆるキャラブームは、今なお加速をしております。

先日、テレビ中継されるほどの注目される国民的アイドルAKB48の大ヒット曲「恋するフォーチュンクッキー」などでも、ふなっしーを含めた何十体もの全国から集めた各ゆるキャラバージョンがミュージックビデオを作成をされたり、ニュース番組では毎日天気番組で、日によってゆるキャラを紹介する番組等もございます。くまモンは、いまだ絶大な人気で、紳士服のコナカと企業提携をし、タイアップや、紅白歌合戦にも出演している国民的キャラに成長しています。このゆるキャラブーム時代のチャンスに、八菜丸もさらに有名になるように、皆様で知恵を出し合うべきだと思います。八菜丸が有名になるということは、八千代町の農産物が売れることだけではなく、町のブランド化、そしてさまざまな活性化につながっていくものと思います。

ここから質問に入らせていただきます。1つ目として、八菜丸の商標登録をしているのかどうか、産業振興課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、八菜丸の今後の活動により知名度アップ、そして八菜丸のグッズの販売をしていくのかどうか、産業振興課長にお伺いをいたします。

3点目といたしまして、昨年少妻市の公式キャラクターのシモンちゃんは山崎パンとタイアップをいたしました。今後八菜丸の活動として企業提携のタイアップなど活動も必要かと思いますが、現時点で八菜丸の活動の予定と今後の活動方針のお考えを産業振興課長にお伺いをいたします。

最後となりますが、八菜丸のテーマソングについてですが、八菜丸を初めとした農産物、そして当町の魅力あるところを盛り込んだようなテーマソングがあったらなおよい

かなと考えます。テーマソングにより、より世間の親しみやすいキャラクターとして八千代町のPRを促進し、小さな子どもからお年寄りまで八菜丸に愛着を持っていただくのはいかがなものかと思いますので、これは一つの提案といたしまして、町長のお考えをお伺いをいたします。

以上が私の一般質問となります。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 浜名 進君登壇）

総務課長（浜名 進君） 1番、国府田議員の東海第二原子力発電の再稼働についての一般質問にお答えいたします。

東日本大震災の原発事故から、一旦事故が起きればどのようなことになるかの理解が深まりまして、日本はもとより世界中で原発の稼働、新設に対して議論が起きております。その点で、我が国の原発再稼働に対する国民への情報提供のあり方には疑問を感じるものがあります。

発電を停止している東海第二原発ですが、日本原電は再稼働に向けた安全審査を原子力規制委員会に申請しております。第二原発は、運転開始から35年が経過しております。老朽化の目安であります30年を超える原発が安全審査を申請するのは初めてでありまして、古い原発は電源ケーブルに燃えやすい材質を使っているため、火災対策が十分かどうか、これが審査の最大の重点となるようでございます。原子力規制委員会に審査を申請している10原発の17基の原子炉のうち、東海第二原発以外は1980年以降の運転開始がほとんどで、東海第二原発は1978年に運転を開始した国内原発のうちの10番目に古いものでございます。

日本では、1980年に原発に燃えにくいケーブルを使うよう求める規制が導入されましたが、それ以前に建設されました東海第二原発を含め、12基が燃えやすいケーブルをそのまま使っているのが現状でございます。新規制基準は、こうした原発にも原則として燃えにくいケーブルへの交換を義務づけております。ただし、原発に使われているケーブルは、1基当たり1,000キロメートルを超える長さがありまして、交換には巨額の費用がかかるということで、原電は防火材料を塗ったり耐火材を巻きつけて対応する方針でやっているようでございます。ただ、規制委員会のほうからこの対策では不十分であるということになれば、再稼働はできなくなる可能性もあります。

東海第二原発の審査は、他の老朽化した原発の運転継続をめぐる判断に影響を与える

というふうなことで考えられております。もし規制委員会が東海第二原発に大規模な追加対策を求めれば、再稼働をあきらめて老朽原発を廃炉にする電力会社が相次ぐ可能性があるということでございます。

原発の安全性は、我々日本国民の衣食住などの安全保障にかかわる問題でもあります。原発は、廃炉作業が済んでいない限りは稼働している、いないにかかわらず、原子炉があれば地震や津波、テロ等の災害時における危険度は同じでありまして、完全廃炉化されるまで、どんな災害が起きても原子炉を被害から守る安全対策を急ぐことが最も重要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 生活環境課長。

（生活環境課長 内山 博君登壇）

生活環境課長（内山 博君） 1番、国府田議員のご質問にお答えいたします。

配布枚数の増数ということについてでございますが、ごみ専用袋につきましては、先ほども議員さんのほうからありましたように、可燃専用袋と不燃専用袋の2種類がございます。当町におきましては、1世帯につき基本的には可燃専用ごみ袋を70枚、不燃ごみ袋を10枚、合わせて80枚を無償配布することとしております。今年度の配布世帯及び配布枚数なのですが、副区長さんを通しての配布世帯が5,320世帯、はがきを介しての配布が1,098世帯の合わせて6,418世帯となっております。枚数につきましては、42万5,600枚と8万7,840枚、合わせて51万3,440枚を今年度配布ということになっております。このごみ袋は10枚1組になっておりまして、可燃専用ごみ袋また不燃専用ごみ袋につきましては、希望によりまして1組単位で交換も可能となっております。

専用袋の増数ということでございますが、無償の袋が不足した場合は有償での販売となりますが、生活環境課または現在取り扱い店舗であります指定ごみ袋取扱店で購入していただいておりますので、今後ともその方向で進めていく考えでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、八菜丸の商標登録についてのご質問でございますが、商標登録をすることによ

りまして、その権利を有した者は登録した商標を独占的に使用することができ、他人の使用等を防止することができる等のメリットがございます。したがって、ゆるキャラの商標登録は非常に有効であると考えてございます。しかしながら、登録に係る費用等の問題がございますので、八菜丸の商標登録につきましては、今後の八菜丸の動向を踏まえまして、また他のゆるキャラの登録状況等を調査した上で、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

なお、八菜丸のイラストについての著作権につきましては、イラストデザイン会社から町へ譲渡するという内容の契約を交わしておりまして、著作権につきましては町で所有しているところでございます。

次に、グッズ等についてのご質問でございますけれども、これまでに議員おっしゃるとおり缶バッジ、ピンバッジ、シール、クリアファイルを作製しまして、八菜丸のPRはもちろん、町をPRするためのツールといたしまして利活用してまいりました。最近では、先ほど来お話出ておりますけれども、ポロシャツを作製しまして、町職員を初め議員の皆様、そして各種団体の皆様に着用していただきまして、八菜丸の認知度向上、町のイメージアップにご協力をいただいているところでございます。今後につきましても、PRに効果的に活用できるグッズの作製、そして販売につきましても引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

次に、企業との提携についてのご質問でございますが、ゆるキャラの認知度向上のためには、企業とのコラボ戦略が非常に重要でありまして、企業の製品等に八菜丸のイラストを使用していただくことで認知度が向上していくものであると考えております。町としましては、八菜丸のイラスト利用規定に基づきまして、企業等に対して八菜丸のイラストの利活用を推進してまいりたいと考えております。

八菜丸につきましては、今後より一層町民の皆様親しまれ、愛されるキャラクターに育て上げていきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、東海第二原子力発電所につきましては、廃炉を求める請願が6月議会に提出され委員会に付託がされました。総務課長の答弁にありまして、日本原電東海第

二原発は、新しい規制基準での適合審査の申請を原子力規制委員会に申請いたしました。第二原発は稼働開始から35年が経過しており、今回申請している原発で最も古く、災害対策など基準を満たすには課題が非常に多い原発であります。地元自治体は、再稼働とは直結しないことを確認した上で申請を認めたようであります。

この原発の特殊性は、防災重点区域の30キロ圏内の人口が98万人で、全国で最も多く、数十キロの圏内には首都東京を含む大都市圏を形成する中にある原発であること。もしこの地域で福島と同様の原発事故が起きた場合には、その被害の大きさははかり知れない規模に及ぶことが想像されます。首都機能が停止し、この地域に住む数千万人の住民に被害が及ぶことがあり得るわけであります。大きさではなく、この地域での原発事故は国の存亡の危機に直結することになるかもしれません。

原発の安全神話は、東日本大震災の事故で完全に崩れてしまいました。原発に関する情報が広く正しく一般に公開されれば、国民の意識はもっと高く、危険性と安全性への理解も深まり、そのことが国の原発行政や電力会社の原発稼働体制を確実に安全なものへと導いていく確かな力となっていくのではないかと考えております。

私の立場としても、原発等につきましては、再稼働は反対であります。議員各位のご理解、ご協力をお願いします。

続きまして、町指定の可燃ごみ専用袋、不燃ごみ専用袋についてお答えします。町では、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の処分を行っております。一般廃棄物の排出の抑制軽減を図るため、資源となる一般廃棄物の回収にも努めております。ごみ袋の無償配布の枚数については、一般廃棄物の減量化、資源の有効性を認識し、1世帯80枚で町民の方にもご協力をいただいているところであります。私も80枚、週2回、月8回ぐらいですか、80枚あればたくさんだと思っております。また、値下げも考えておりません。さらに一般廃棄物の減量化ということでございまして、クリーンポートも機械の更新時期ということでございまして、下妻広域でも今更新のための積み立てをしているような状況でございます。ごみの減量化ということでございまして、80枚が限度ということでございます。

次に、八菜丸についての質問ですが、ただいま担当課長がお答えしたとおりであります。いろいろ国府田議員さんの農産物応援キャラクターということでございます。八菜丸も有名になっておりまして、夏まつりには運営委員会、あるいは区長さんには八菜丸のポロシャツを着ていただいて、八千代の祭りを盛り立てているところでございます。

いろいろ議員さん等におかれましても、さらにご協力をお願いしたいと思います。

さらに、八菜丸グッズも大分、この間もPRで私もシャツを着て行きまして、またいろいろ八菜丸も白菜の宣伝でありましたが、八菜丸は果物、メロン等でも大変人気がある状況でございます。さらに、テーマソング等も考えております。昔、八千代の八千代音頭と三代音頭つくった経過があります。幾らかかったかわかりませんが、さらに八千代ばやしを作曲、つくっております。当時で200万円かかっております。八菜丸音頭ということでございますので、いろいろ検討していきたいと思います。これからのイメージアップということで図っていきたくて考えております。議員さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問ありませんか。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） ご答弁ありがとうございます。

まず、東海第二原子力発電の再稼働につきましては、総務課長並びに町長のほうから、35年経過し非常に危険ということで、これは6月6日に請願として、紹介議員として宮本先輩、小島先輩、大久保敏夫先輩、生井先輩、相沢先輩と廣瀬先輩、私と紹介をして申請を出させていただいて、それを今後この危険性ということ十分に認識した上で廃炉を求める請願を提出していくということで、非常に危機感をきちんと持って対応していただけるのだなというふうに思い、安心をいたしました。

続きまして、町の指定可燃ごみ、不燃ごみ袋の専用袋についてですが、町長のほうからは枚数の増加と、あと値下げについてですが、なかなか難しいというふうなことがありましたが、1万6,385束売れている、それだけ購入をされているということは、そのうち役場の生活環境課で売れたのは9束という形で、ほぼ1割にも満たないぐらい、協力店での購入というのが現状でございます。この1万6,385束、6,180束を割ると、大体2.7倍、1世帯当たり大体3袋弱年間で必要というふうになってくると思われます。

先ほど町長は必要はないというふうに言うておりましたが、なかなかこれは本当に値下げ等が難しいのであれば、もうちょっと違った方向性で配布枚数を下妻市のようにふやすというふうに考えを再度、また先ほど配布方法についてはありませんでしたが、配布方法をチケット制にしたりすることというのは非常に必要なことかなというふうに思

っております。この枚数の増数について。

また、協力店というふうな形で30店舗での販売をされていますが、これはたしか協力店は10%の売り上げをもって、協力店という形ですが、800枚以上の売り上げがあれば、逆を言えば代理店というふうな見方も考えられるのかなというふうに思うのです。八千代町役場に取りに来て、それが10%安くなるというふうなことでなければ、八千代町役場で安くなるのであれば、八千代町役場に取りに来る人も多いのかなというふうに私は解釈をしております。

3点目の八菜丸についてでございますが、商標登録について、価格等、そういうこともあるということで、いろいろ調べて商標登録については前向きに考えていくというふうな形ですが、にせのふなっしーや中国のコピーキャラクターなどによってイメージが悪化するということも考えられますので、十分に検討していただきまして、商標登録を考えていただきたいと思います。

八千代町のグッズ等につきましては、今あるグッズのほかに、今後一般販売のほかに、さらにどういったグッズの販売のアイデアがあるか再度お伺いをいたします。

八菜丸との企業提携につきましては、八千代町では大きい企業といたしますと、ヤマダイさん、ニュータッチなどもありますし、八千代町のワインなんかもありますが、そういうラベルに使っていただくというふうな形をとって、どんどん促進していただきたいというふうに考えます。

テーマソングについて、町長のほうから先ほど前向きに検討していただくというふうにお伺いをいたしましたので、可燃ごみ、不燃ごみ専用袋の増数については、さらにもう一度、協力店で10%というふうな形ですので、では八千代町の生活環境課に来れば安い価格が、1束10枚入りで500円ではなく価格を下げるということは可能だと私は思います。その辺について、再度質問したいと思います。

あと、八菜丸についてもグッズのさらなるアイデアというふうなことが、どのようなことをお考えなのかというのを再度産業振興課長にお伺いいたします。

議長（水垣正弘君） 生活環境課長。

（生活環境課長 内山 博君登壇）

生活環境課長（内山 博君） 1番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

配布方法につきましては、八千代町では今と違いますか、先ほどのような方法であります。下妻市、旧石下町では、配布方法につきましては各市町独自でやっております。

て、下妻市さんは引きかえ券、旧石下町は同じような形でやっておるわけなのですが、当町につきましては検討する課題ではあるかと思いますが、今後とも同じような形でやっていく所存でございます。

料金につきましては、ごみ袋の販売価格なのですが、これは下妻地方広域事務組合で決まっております、可燃、不燃とも1枚50円となっております。広域で決まっているものですから、販売価格の値下げにつきましては当町のみで決定することはできないという状況になっております。また、この50円につきましては、ごみ袋の金額のみではなく、処分費等も若干負担していただいているということもありまして、50円になっているかと思いますが。八千代町生活環境課に来れば安くなるのではないかということなのですが、先ほど言いましたように1袋50円ということで決まっておりますので、それもちょっと難しいかと思いますが。

ごみ袋の取扱店なのですが、協力店であれば、先ほどのように金額とかも町で負担すればいいのかと思うのですが、取扱店ということですので、取り扱い手数料を10%こちらから手数料としてお払いいたしまして、同じように50円で売っておる状況でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 1番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

八菜丸のグッズ等の、今まで缶バッジ、ピンバッジ、シール、クリアファイル等を作製してまいりましたけれども、このほかのものでどういったアイデアを想定していますかと、そういうようなご質問でございますけれども、やはり文具類、そしてまた生活用品、その辺のところで皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） 八菜丸のグッズ等については、今後文房具等など考えて、いろいろ審議していただくというふうにありましたので、いろいろ皆さんの知恵を出し合

って審議をしていただけたらなというふうに思います。

可燃ごみ、不燃ごみの袋については、確かに協力店というふうな形でカスミさん、クラモチさんなどほかの30店舗の中では手数料というふうな形で10%いただいているというふうな形ですが、もうちょっと町独自で、旧石下町、下妻市独自でそういうふうな形で独自の形、チケット体制をとっていたり、旧石下町は同じような体制というふうな形ですが、八千代町は八千代町というふうな形ですが、それは当町としてももう少し、それは逆に独自で考えれば八千代町はこうなのだというふうな形で、枚数の増量を含めて配布方法を考えていくというふうなことを考えるべきだと私は感じております。これは質問というより、今後本当に家庭を持つ主婦の方並びにアパート住まいの方は、本当に非常に多くこの声というのは聞かれますので、十分に認識をしていただきまして、要望とさせていただきますまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 以上で1番、国府田利明議員の質問を終わります。

（「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時25分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時37分）

議長（水垣正弘君） 次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ご指名でございますので、通告してあることについて一般質問したいと思います。

まず、私の質問は社会福祉ということで、非常に大きい課題かと思えます。この社会福祉の法律を見てみると、民法まで入れると11もの法律があるわけございまして、非常に難しい問題で、答弁する側としても非常に大変かと思えますが、本来ならば執行者である町長に答弁を求めるのが立場でございますが、課長から答弁をいただいて、そして私が言うことも、一応参考になれば行政の中に反映していただくと、こういうことで

再質問をしないで一般質問をしたいと、こういうふうに考えていますので、よろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

特に社会福祉の法律11もあるのですが、その中で主に老人の福祉の問題、あるいは障害者福祉の問題、それから児童、母子及び寡婦福祉の問題、生活保護の問題というふうに、この辺が一番行政にとっても大変な福祉関係であろうかと思うわけでございます。これは、戦後いち早く日本の法律が、憲法ができて、その後に昭和22年あたりに教育の基本法あるいは児童福祉法ということで、昭和二十二、三年、戦後の20年から二、三年のうちにこうした法律ができたわけでございます。

特に私が申し上げて聞きたいという、あるいは考えたいということは、生活保護の問題を重点的に考えてみたいと、こういうふうに思います。生活保護というのは、日本の憲法もちろんと第25条で、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというので、憲法でも保障しているわけでございます。その間、いろいろ年金等もございまして、最低生活ができるような年金があるわけでございますが、中にはそういう年金に到達しない人もあるわけでございますので、町としてもいろいろ大変かなというふうに考えるわけでございますが、やっぱり生活困窮の方には最低限度の生活ができるような、生活を保障するという、あるいは生活保護法にもそういうふうにならなければならないので、また民法から見ても、これは古い話ですが、明治29年に民法ができたのですが、民法にももちろんと人間としての最低限度の生活を保障すると、こういうふうになっておるわけでございます。

私申し上げたいのは、生活保護というのはどんな種類があるのか。あるいは、生活保護法に基づいて行われる事業、あるいは生活保護の原則、そして生活保護の困窮な人が利用できるもの、あるいは考えてみると資産とか能力、あるいはどういう金銭的、物的な問題がどのくらい不足しているとか、それはそういうものがあろうかと思えます。また、民法によっても扶養義務を負う方もあるわけでございますので、いろんな事情によって変わってくると思いますが、生活保護の第1点としては、民生委員さんが各市町村におられるわけでございますが、民生委員さんの活動の中では、ボランティアだというふうな一口に言い方をしていますが、ボランティアというのはやっぱり自分の好きな時間に行って、そして好きなときに帰ってこられる、それがボランティアだと。だけれども、ボランティアの仕事のような感じはしますが、民生委員さんはちゃんと民生委員法に基づいて、そして一つの制約を受けて活動をしておられるわけでございます。我々議会も年に

4回定例会を持って、町の予算等を初めいろんな条例の改正等を、提案されたものを審議する議会を持っているわけですが、民生委員さんなどは毎月定例会を持っているようです。その定例会の議案というのは、あるいは案件というのは何があるのだと。私は現場を見たわけではないのでわからないのですが、そういうことを一つ申し上げたいと。

それで、とりあえず民生委員さんの会議の中では、恐らくそうした生活の困窮者の問題とか、あるいはひとり暮らしの問題をどうするかというのが主なものだろうと思うのですが、とりあえず案件としてどういう仕事をしているのかと。民生委員は、これは皆さんご承知のように町の推薦委員会で推薦をされて、そして町長が知事に報告して、知事がまたその会議を持ってでき上がった名簿を厚生労働大臣に推薦して、そして厚生労働大臣の委嘱を受けると、こういう形になってくるわけですが、いずれにしても町長が一番権限があるわけで、社会福祉事務所というのは市町村は持っていませんので、ここは私ら議員に出た当時は下館社会福祉事務所ということだったのですが、今は聞いてみると境の福祉事務所だそうですが、その社会福祉事務所の担当の人がいるわけですから、そういう人たちを毎月の定例会に呼んで、あるいは2カ月に1回、3カ月に1回でも呼んで、そして交流をして、そして勉強するというのが私は一番筋だろうと思うので、恐らく社会福祉事務所との連携は一向にとっていないというのが現状かと思う。

ですから、勉強していると言うが、定例会持って一生懸命やっているのだろうけれども、目に見えないと、そういうような状況がありますので、ひとつ課長にもその点を、前の引き継ぎだけをやっていることではなく新しい事業、新しい考えを取り入れてもらいたいと。やはりアイデアをつくって、そして町民のためになることをひとつやっていただきたいと。自動車だって、毎年新しい自動車をつくるにはモデルチェンジをして売るわけでございまして、住宅にしてももう15年前つくったうちと今のうちでは全然違うと。そういうふうな時代が変わってきていますので、ずっと法のもとで運用されることで、曲げて運用しろという意味ではないが、いろんなアイデアを出し合って、そして町民のためになるような施策をするのが、私は課長の責務だろうと、こういうふうに思っています。

いろいろ話は飛びますが、私らが議員に出た当時は、八千代町の予算等も2億円か3億円ぐらいの予算であったわけで、国民健康保険などでも人工透析をする人が町村に3人いると健康保険はパンクすると、そう言われて、当時1人1,000万円人工透析にかかったわけです、できたばかりは。その前は、透析がないころは、みんな死んでしまった。

初めて透析ができたときには、1人1,000万円かかった。どうしても3人ないし4人、多いときで5人ぐらいおった経験があるのですが、そのときはどうしたらいいかということで、苦肉の策でみんなで協議して、やはりひとり世帯にして、そして生活保護をもらうような形で、国費で透析をやってもらおうではないかということで透析をやった経験がございます。中には、当時議員をやっていて、せがれの透析で1,000万円もかかっている、あれでいいのかという、そういうふうな世論の物すごい批判があったわけですが、とりあえず財政そして大変な時期を日本も超えて、みんなで戦後の日本を立派にしたのは、これはやっぱり日本人の努力のたまものであると私は思うわけでございますが、考え方によると、いろいろ顔形が違うように考え方も違うと思いますが、とりあえず生活保護をもらう上においては、どういう形で生活保護をもらうことがいいのか。

大体こういう市町村郡部へ来ると、そういう補助事業、保護政策というのはほとんど少ない。大体大都市へみんな、こういう補助事業を持っていかれる。ですから、特別もらってやれという意味ではないが、本当に困る人。仮に今は家族制度でも何でも、戦後の家族制度が変わって、一生懸命おやじと別れて女手一つで1人で育ててきても、年ごろが来ると嫁に行き、それで自分だけ残されて、しかも60歳から繰り上げ年金をもらって、年間50万円そこそこぐらいの生活で本当に困るのだという、そういう泣き言を言われて、私たちも相談に会うことがあるわけです。これは民生委員さんに相談するのが一番かもしれないが、我々議会人にもそういう相談があるわけです。ですから、皆さん方も、これはもう同じような立場でひとつ考えていただきたいと、こういうふうに思います。

ですから、生活の根拠となるもの、いわゆるうちがある人は家賃の補助をもらえないわけですから、宅地とうちがあっても本当に生活に困っている場合には、それは見てやらなければならない。そういうひとつ問題を大きく取り上げてもらって、これは今の保健課長はなかなか大変なお仕事だと思うけれども、そういう問題を大きく取り上げていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、社会福祉事務所というのは、これは町長の委託によって動いているわけですから、町のほうから幾らでも要請すればそういう場所へ来て研修なり、あるいは実例なり、そういうものを申し上げて、そして一緒に勉強してもらうということも、ひとつ可能かと思う。

いつも前の課長がやったのを引き継いで、そのまま一向に前進もしないで後退もしな

いという、そういう時代では時代を取りおくれるでしょう。やっぱり先取りしたような行政をしていかないと、今後の行政というのはなかなかうまくいかないと、こういうふうに私は考えています。ですから、いろいろ難しい言葉で言うと解釈が骨折れますが、とりあえず生活保護法というのは国が保障している、あるいは憲法が保障している問題である。そういう問題もひとつ十分に考えて、そして課長からの答弁をひとつお願いをしたいと思います。

あと、学校関係でお話ししたいわけですが、学校には児童委員というのがあって、児童委員さんは大体民生委員の方が、全員が児童委員になっているようですが、そういう規定もあるようです。児童委員とは別に、また主任児童委員というのがあるわけですが、主任児童委員というのは何人ぐらいいて、それからどういう仕事をしているのか。それから、民生委員さんの法律なども平成12年ごろから大きく改正をされていますし、法ができたのは昭和23年にできたわけですが、恐らく法の流れの中を見ると、大した改正ではないというふうに私は思いますので、その改正内容をひとつお聞かせ願いたいと思います。

なお、社会福祉関係ということでございますが、社会の福祉関係もいろいろ大変でございますが、第1点、生活保護の問題をお聞かせをいただいて、そして参考になれば、これを参考にして今後の運営に当たっていただきたいと。そういうことですので、再質問しないで答弁をしていただければいいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えをいたします。

私への質問でございますが、大きい社会福祉の中で通告をいただいている順番に従いまして答弁をさせていただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会についてでございますが、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、こちらは町長が代表ということでして、ともに支え合う地域社会づくりを目指しまして、関係機関団体等との連携を図りながら、地域住民の協力のもと、地域福祉推進のための各種事業に取り組んでおります。

事業概要といたしましては、高齢者の福祉、障害者福祉、児童・母子父子福祉、共同募金事業、ボランティア事業、地域福祉、介護保険事業等を実施しております。現在、

全国的な人口の減少や少子高齢化、核家族化が急速に進む中で、福祉に対する住民の要求もますます多種多様化しております。行政機関だけで対応できない社会福祉協議会に対する期待も一層高まっております。社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な役割を担いまして、住民の皆様が心身ともに健康で自立して安心な生活を送ることができる社会の実現に向けて努めております。

次に、生活保護法についてでございますが、議員が申しますとおり、生活保護につきましては病気やけがで働けなくなりましたり、離別、死別で収入がなくなったり、年をとり収入がなくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費の支払いに困るときがあります。このようなときに、自分たちの能力や資産などを活用しまして精いっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国の一定の基準に従いまして最低生活に不足する分について保護費を支給し、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活していけるように手助けをする制度であります。

保護を受ける前には、例えば自動車の保有などは原則として認められておりません。処分して生活費に充てることとなります。現在居住している建物、宅地につきましては、原則保有が認められますが、それが非常に価値の高い場合は、売却して生活費に充てることとなります。また、ローンつき住宅の保有は認められておりません。

保護を受けます手続きにつきましては、先ほど申しましたように福祉事務所を置いている自治体が実施主体となりますが、本町は福祉事務所がないため、茨城県が保護の開始、それから廃止の決定、担当ケースワーカー配置を行います。町は、申請前の困窮相談や申請等手続きについての相談受け付けが主となります。町では保護申請を受け付けまして、申請に対する意見書、調査書を添付して県に進達をしております。県の福祉事務所、県西県民センターの境分室の地区担当者が調査をすることになりまして、家族の収入状況、親、子、兄弟姉妹からの援助、年金額などを調べて、国が決めている基準をもとに世帯の最低生活費と収入を比べまして、保護が必要かどうかを決定します。

最低生活費につきましては、個々の世帯員の年齢に対応する基準額を合計したものになります。この最低生活費認定額と世帯の収入認定額を比較して、収入が最低生活認定額に満たないときに保護が受けられるということになります。最低生活費については、国が示しました計算方法に基づいた金額でありまして、例えば単身世帯では6万4,890円になっております。今後も町民の皆様のそのような生活困窮相談に対しましては、生活保護法の定める一定要件のもと、それから県の福祉事務所の地区担当者と連携いたしま

して、また地域の民生委員の協力などもいただきながら対応してまいりたいと思います。

次に、民生委員の活動状況についてでございますが、町内に50名の民生委員の方々があります。民生委員は児童福祉法の児童委員も兼ねることになります。そのため活動につきましても、住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談、援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携、支援、関係行政機関の業務協力など、社会奉仕の精神に基づく活動をしていただいております。

具体的には、県の福祉事務所と生活保護を受けている方とのパイプ役としまして、生活に困ったこととか悩み事を持つ方の相談相手としまして、必要な助言などをしていただいております。また、ひとり暮らし高齢者の台帳登録や、高齢者や障害のある方の福祉サービス事業であります愛の定期便事業、寝たきり高齢者などの紙おむつ代助成事業などの情報提供と給付券の配付を行っていただいております。児童委員も兼ねておりますので、子育てなどの不安に関しますさまざまな相談や支援を実施しております。行政への業務協力では、子ども・子育てアンケート調査、それから介護保険事業計画に関します調査の調査票の配付、回収についてもご協力をいただいているところでございます。

それから、次に毎月行われている定例会の議題についてでございますが、民生委員・児童委員によります民生委員児童委員協議会を組織しております。民生委員児童委員協議会は、毎月定例会を行いまして、委員同士が学び合い、連絡、協力し合って、その職務をより機能的、効率的に遂行しまして、相互に向上することを促進するために行っております。議題につきましては、委員同士が学び合う研修などが主なものになります。

定例会の内容につきまして、25年度の例を申し上げますと、救急医療情報キットの説明とか町の福祉行政の概要につきまして、また社会福祉協議会の事業の概要についての説明をこちらからさせていただいたり、研修会として日赤の講習会、講師をお呼びしまして、災害時の高齢者の支援についての受講、それから委員同士によりますテーマ別の研修会、それからひとり暮らし高齢者を中央公民館に招いての交歓会、それから自殺対策の研修会なども実施しております。それから、町内の施設で、やはり通所の介護施設、元気ハウスとか児童福祉施設の安静保育園なども新設になってございますので、そういう施設に訪問しまして、概要などの説明も受けております。

そのようなことで、毎月定例会を予定しているところでございますので、先ほどご提案をいただきました福祉事務所の担当者、ケースワーカーを招きまして、生活保護のより詳しい実態等につきましての研修会もその中で予定してまいりたいと思います。この

ような協議会は、ほかの市町村でも組織しまして、毎月定例会を開催しているところがございます。

次に、児童委員についてでございますが、民生委員は児童委員も兼ねておりますということで、子育て支援活動の児童福祉活動を行っておりますが、担当の地区を持たずに児童に関する事項を専門的に担当しまして、実際地区を持っている区域の担当児童委員と一体となって活動する主任の児童委員の方が3名おります。主任児童委員は、区域担当委員の活動事項について、児童福祉関係機関と、その区域担当委員との連絡調整を行うとともに、区域担当委員の活動に対する援助と協力を行っております。

主任児童委員につきましては、町、児童相談所、保健所、学校、教育委員会等と連携をしまして情報収集を行うとともに、その収集しました情報や関係機関からの情報を区域担当委員に提供することによりまして、区域担当委員と一体となった活動をするようになります。

具体的には、町でも要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催しておりまして、関係機関では児童相談所、保健所、町の教育委員会、保健師、それから主任児童委員の方へ出席いただきまして、要支援児童に対しましてそれぞれの情報を共有いたしまして、それぞれの立場からかわりを持つことになっております。主任児童委員は、その要支援児童の家庭への訪問などをする場合、その区域を担当します区域担当の委員と協力して家庭訪問なども行っております。そのほか児童の健全育成活動、母子保健の活動を推進しております。

それと、先ほど改正の内容ということでございましたが、現在のそういう役割等をされておまして、改正の内容につきましては手持ちがございませんので、後でまたご報告を申し上げたいと思います。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えします。

先ほど主任児童委員という関係もございました。それは、先ほど福祉保健課長が答弁して、所管課で対応してございます。組織の協議会のメンバーに学校教育課も入りまして、連携を深め、情報を共有しているところでございます。

事前に通告ございました学校評議員の役割等について、基本的な内容について答弁させていただきますと思います。学校評議員につきましては、八千代町学校管理規則第17条

の2の規定によりまして、学校に学校評議員を置くことになっており、該当学校職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、評議員として適任と認める者を教育委員会が委嘱しております。

役割としましては、やはり町の評議員設置要綱第2条にありまして、校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べることであり、また定数は第3条により5人以内となっております。現在7校で26名の学校協議員がおります。

評議員が意見を述べるのできる学校運営に関する事項としまして、1点目としましては学校の教育活動の実施に関する事、2点目としまして学校と地域の連携に関する事、3点目としてその他校長が必要と認める事となっております。

平成25年度の学校評議委員会の開催状況は、町内各小中学校とも年2回開催しており、第1回目は学校経営や学校の取り組みについての説明、また授業参観による児童生徒の校内での見学などを行い、ご意見をいただいているところであります。2回目は、年度を振り返って学校経営状況として、学校の信頼度、あるいは学力向上、あるいは心の教育、体力の向上、人権教育の5項目等について、評議員さんから評価等を受けている状況であります。

今後も各学校において、これらの評価を学校運営に生かし、一層地域と連携し、それぞれ輝きのある学校づくりを目指すようお願いしているところであります。

評議員につきましては、以上でございます。

（「学校教育課長に再質問じゃなく、子ども110番だとか、それから防犯の見守りカーなんていうのが出ているけども、あれはパトロール中とかってやるけども、あれは今どういう形で進めているか、それちょっと聞きたい」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 湯本議員さんの質問にお答えします。

見守り隊あるいは110番の家、いわゆる防犯活動かと思われま。一応各小中学校の自主的活動ということで、教育委員会の立場としてはそれを支援している立場でございます。

議長（水垣正弘君） 14番、湯本直議員さん、通告にあります国民年金について大丈夫ですか。

14番（湯本 直君） はい。

議長（水垣正弘君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

次に、3番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

3番、廣瀬賢一議員。

(3番 廣瀬賢一君登壇)

3番(廣瀬賢一君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

質問する前に、きょうは商工会の女性部の皆さん、そしてまた元親和会の会長さんがいつも来ていただき、ありがとうございます。そしてまた、中結城の親和会の地区長さん。そしてまた、私今後の海洋センターについてでありますけれども、本来であればもう一つ質問があったのです。第二原発の問題なのですけれども、これがこの間常任委員会で請願を出ささせていただきました、それを採決いたしましたので、それは一応述べさせていただきます。では、先ほど言いました、それに対してきょうは請願を出してくれた役員の皆さんも出席いただきありがとうございます。そういうわけですから、この原発については申しわけございません。

では、海洋センターについて質問させていただきます。海洋センターの現況と今後の利用計画についてお伺いいたします。昭和59年に完成し、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の方々に利用されている愛着のある施設であります。近年老朽化が進み、施設の維持管理など大きな負担になっているのではないのでしょうか。ほかの市では、施設に命名権を募集するなど維持管理の軽減を図る措置がとられているが、町としては今後どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

そして、横浜のほうなのですけれども、ネーミングライツ導入についてなんか横浜になっておりまして、募集なんかをすればいいのではないかと、そしてまた茨城県の水戸方面でサッカー場ですか、ケーズデンキなどが経営権をやって、町と市とか、そういうところでやっているような感じがありますので、そういうもののように生涯学習の課長さん、そして町長さんあたりが考えているかを質問したいと思います。よろしくお願ひします。

議長(水垣正弘君) 生涯学習課長。

(公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇)

公民館長兼生涯学習課長(鈴木一男君) 3番、廣瀬賢一議員の一般質問にお答えいたします。

本町のB&G海洋センターにつきましては、昭和59年にブルーシー・アンド・グリー

ンランド財団より施設の無償譲渡を受け、海洋性スポーツ活動の拠点として、数多くの町民に利用されてまいりました。この間、施設の利用に当たりましては、施設の目的でもある海洋性スポーツの普及推進に重点を置き、一般町民への利用や幼稚園、保育園への開放、また小学生を対象とした水泳教室等の開催により利用促進を図ってまいりました。利用者数につきましては、ピーク時には約9,900人程度の利用者がありましたが、砂沼サンビーチやホットランドきぬ、また民間のプールの施設整備などの影響もある中で、減少傾向にあります。ここ数年の開所期間中の利用者数については、延べ3,000人程度の利用となっており、内訳といたしましては、約6割が幼稚園、保育園の利用、また小中学生等を含む一般の利用につきましては4割程度の利用となっております。

また、施設の状況につきましては、先ほど議員さんも申されたとおり、開所以来30年が経過した中で全体的に老朽化が進み、特に全体を覆うシートについては材質そのものの劣化により破損している状況であります。本年度につきましては上屋シートを取り外し、7月より例年どおりプールのオープンを予定しているところでございます。

今後の施設のあり方につきましては、町行財政改革プランの中では、施設の廃止や民間委託を含め検討していくという方向性が示されておりますが、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から無償譲渡を受けた当時の条件として、海洋性スポーツの普及推進を図っていくという条件がございますので、施設の安全性や町民のニーズ、町財政状況等を勘案しながら、財団側との協議を進める中で、具体的な方向性について検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどネーミングについての募集というようなご提案がございましたが、この財団のプールにつきましては、当時無償譲渡を受けた時点で八千代町B&G海洋センターという名前を使いなさいという契約条項にありますので、そこは多少その辺は難しいのかなと考えておるところでございます。

以上でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3番、廣瀬賢一議員の質問にお答えします。

海洋センターの状況等については、担当課長が先ほど説明したとおりでありますので省略させていただき、今後の方針についてお答えしたいと思います。海洋センターは、町民の海洋性スポーツ活動の拠点として、多くの町民に愛され利用されてきた施設で

ざいます。しかしながら、施設の老朽化が進み、改修には膨大な経費がかかること、さらに近隣に温水設備を備えた高機能なプールが整備されたことによる利用者の減少など、運営面でも多くの課題が存在しております。

そうした中で、財団からの施設の存続運営という強い意向もありますが、施設の安全性や町民のニーズも考慮しながら、現実に沿った方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

3番、廣瀬賢一議員。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいまの答弁ありがとうございます。ただ、実際に今通っている状態で、本当にみずばらしいような感じしますので、本当に前向きにもう少し直していただいてやっていただければいいのではないかと思います。

そして、あと根ノ谷あたりにある室内運動公園ですか、ああいうのもただ年間にしてみると利用率が少ないと思うので、そういうことも先ほど言いましたように、ある程度の業者あたりと考えると、町を明るくしていただければよろしいといたしまして、要望いたします。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 以上で3番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問におきましては、お手元に配付してありますように3点について質問させていただきますと思います。答弁者のほうには、企画財政あるいはまた都市計画課長と、そして町長となっておりますけれども、初めの質問におきましては課長さん方だけ答弁をいただいて、もしその後の中でお聞きをしたいときは、再質問で町長にお考えをいただきたいと、このように思いますので、ご了承いただきたいと思います。

日野自動車の問題については、小島議員からも関係する質問がありましたけれども、日野自動車が古河市あるいはまた八千代に関係するところに進出をしてきた中において、

我々議員も何人かの質問の中で、八千代においても千載一遇のチャンスが訪れたのだと、このような述べ方をしております。私もその一人であります。また、町長においても答弁の中で、何度かそのような考え方を述べたというふうに私は解釈をしております。

まず初めに私が聞きたいのは、今日野自動車を買収をして立地をしておるところでございませぬけれども、この敷地面積において、正式な面積はどのくらい、60ヘクタールが正しいのか、66ヘクタールが正しいのか。そしてまた、八千代の土地においては、その土地の中にいわば含まれる地番があるのかどうか、これが第1点であります。

第2点は、当工場の日野工場の南東部における中で敷地取得のために拡張して、いわば当工場を広げたいのだと、こういうふうな考え方が議員のほうにも手元に来ておったように思います。そういう中にありまして、この新たに南東部における敷地部分については、八千代分あるいはまた古河市分においてどのくらいの面積があるのか。そして、加えてその敷地の中に、先般全員協議会でもありましたように、当町においてはマスタープランを幾つかつくり得ているわけですが、今回も近々にマスタープランを策定をして、地域住民に理解をいただいた中で、日野隣接地としての生き方をしたい旨の考え方があるようでございます。マスタープラン、いわば全体計画という解釈が正しいのかどうか分かりませぬけれども、これについてマスタープランとしての地域に網をかぶせる、強制力は持ち得ない中でありませぬけれども、しかし工場進出等が来たときには、速やかにそれを町が協力をしてやっていくのだと、こういう中でございませぬけれども、マスタープランという中に網をかぶせた面積はどのくらいなのか。そうしますと、先ほど言った南東部拡張の面積と、マスタープランにおける部分の中に八千代の部分のいわば南東部拡張はダブってあるのか、それを企画財政あるいは都市計画どっちが答えるのか、あるいはまたおのおのが答えるのか分かりませぬけれども、その面積を知りたい。

続いて、隣接地におけるこれからの開発というものが当然出てくるわけでございますけれども、これについては再質問で町長にもお聞きをしたいところでございますけれども、そこに八千代高校があるわけです。八千代高校のいわば北側は八千代町が整備をして、当時私どもも7,000万円近いお金を出して八千代高校の名前を北総高校から八千代高校に変えるときに、取引条件でいろんな、3億7,000万円返せとかなんとかって言われましたけれども、最後に落ちついたのは、いわばあの周辺の環境整備をするという条件で出して、あの北側の道路を整備して、周りの下水等を整備することで、いわば三和町と手打ちをして北総高校を八千代高校に変えたという歴史があるわけですが、し

かしその先に行って三和地内に入って西へ向いていくと、そこで行きどまったまま、もう少なくとも10年近くどうにもならないと。クランク型に曲がったり右へ曲がって、最終的には名崎の小学校へ入っていくわけですが、このことについてちまたのうわさでは、もう話ついたのだとか、1人の地権者がどうにもならないのだとかということなのですが、現実にはどのような経過になっているのか、そのことをお聞きをしたいと、こう思っております。

その3点についてだけお答えをいただいて、その後再質問すべき考え方があるときには再質問させていただきます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えいたします。

日野自動車古河工場につきましては、議員ご承知のとおり平成24年5月7日から海外組み立て部品を荷づくりするノックダウン工場の操業を開始いたしました。現在、日野自動車関係では70人、岡本物流関係では290人、合計いたしまして360人体制で操業していると聞いております。ご質問の現在の工場敷地66ヘクタールの中には、八千代町地番の土地は含まれてございません。

さらに、南東部拡張部分につきましては、県が事業主体となって進めておる事業でございますので、詳細な情報は入ってございません。古河市と八千代町総体で、約21ヘクタールありまして、古河市分が約13ヘクタール、八千代町分は約8ヘクタールと聞いております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 13番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

日野自動車古河工場隣地の八千代町分における接点開発及び道路アクセスについてのご質問でございますが、6月6日に開催されました全員協議会の中で、都市計画マスタープランの一部改定についてのご説明を申し上げているところでございます。当町では、このマスタープランを平成13年度に策定をしまして、その後、平成19年度に一部改定を行っておりまして、その際、若地区の一部36ヘクタール、菅谷地区の一部61ヘクタール

を工業系土地利用エリアとしての位置づけをしてございます。

今回新たな工業系土地利用を図り、財政基盤の確保や雇用を促進し町の活性化につなげるため、市街化調整区域での工業系エリアとして、水口地区の一部約30.5ヘクタールをマスタープランに位置づけをしていくものでございます。この位置づけは、市街化調整区域で工業系の土地利用を誘導していくために必要なものでありまして、最初の作業となります。

先ほど企画財政課長の答弁にもありました日野自動車古河工場の南東部拡張部分、約21ヘクタールのうち、八千代町への拡張分約8ヘクタールにつきましては、今回の都市計画マスタープランに位置づけしようとしているエリア30.5ヘクタールの中に含まれてございます。今後、この八千代町への拡張分約8ヘクタールにつきましては、マスタープランの改定を経て、具体的な用途を盛り込んだ地区計画の策定を進めていくことになります。その後は、開発許可を取得する手続を進めていくことになります。

次に、アクセス道路についてであります。ご質問の道路は八千代高校北側の町道3019号線から古河市へ向かう道路、三和一八千代線になるかと思われま。三和一八千代線につきましては、広域的な連絡道路として平成13年度に古河市、旧三和町になりますが、道路整備事業に関する協定を結びまして、古河市が事業主体となり、道路整備事業を進めてまいりました。平成13年度から平成17年度まで、事業の実績に応じまして事業費の負担金を古河市に支払ってまいりました。

事業費の負担内容につきましては、測量費、不動産鑑定費、地質調査費、工事費を古河市と八千代町の工事延長の案分によりまして、古河市が約6割、八千代町が約4割を負担することとなっております。また、用地買収費及び物件移転補償費につきましては、古河市分に係る費用は古河市が負担し、八千代町分については八千代町が負担するものであります。しかしながら、平成18年度から平成20年度におきましては、古河市の事業計画に基づきまして八千代町で負担する分の予算を計上しましたが、用地交渉が難航し事業が進まないため、全て減額となりまして、平成21年度以降は事業が休止状態となっております。

この路線は、八千代町の工業系エリアに通ずる重要な路線でありますので、事務レベルではありますが、本年2月に古河市に出向き、早期着手を申し入れたところでございます。今回、その後の状況につきまして古河市に確認しましたところ、まだ用地交渉が難航しており、事業再開の見通しは立っていないとのことでございました。今後も引き

続き早期着手を申し入れしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいまの答弁を聞きまして、幾つか再質問させていただきたいと思います。

基本的に今の日野自動車が生地している土地というのは、前においてはKDDI、そして最終的に県の土地開発公社が譲り受けて、その事業をやりやすくして、日野自動車に譲った66ヘクタールでございますけれども、基本的にはKDDIが用いた土地だと、こういうふうに解釈をしています。そういう中であって、あそこの部分は、我々は小さいころから無線と言いましたけれども、基本的に前は結城郡名崎村の地域であったわけでありまして、当然その当時は結城郡名崎村成田が存在しておった当時でございます。昭和30年の合併とともにお互いが切り離されて、八千代町に成田が入ってきて、そして結城郡から三和町、いわば名崎が抜けていったと、こういう実態の中で由緒ある地域であると、こういうふうに私は理解をしております。

そういう中でありますと、ちまたに飛んでいたうわさの中では60ヘクタールだとか、いや、あと6町歩買い増すのだとか、いろんなうわさがありましたけれども、基本的には、今においては66ヘクタール、いわば66万平米の日野自動車の工場ができた、来た、こういう形になるわけでございますけれども、そうしますとそれからこちらの拡張の部分に移っていくわけです。そうすると、南東部拡張の部分においては、この南東部拡張の中で、基本的には8.1ヘクタールと私は理解していますけれども、8.1ヘクタールがマスタープランの中に組み入れた中に、30.5ヘクタールの面積の中に8.1ヘクタールのいわば日野が言う南東部の拡張部分の中に入ってくると、こうなるわけですね。

そうしたときに、我々議員もしっかりと頭の中にたたき込んでおかなければならないことは、あの地域の部分というものは、ではあの8.何ヘクタールの部分は、今度は誰かが、みんなして地域も潤っていいのだらうと、こういう理屈になるのですが、しかし実態は30年前にさかのぼりますと、昭和60年、いわば八千代町が都市計画を引いたあの当時に、地権者が46人前後、あの水口地域や、あるいはまた札野地域を含めた中で、地権者が八千代町にはおったわけです。

しかし、現実には昭和60年度前後にNTTがあそこへ、いわばKDDIが国際無線電信電話でしたら、日本電信電話のNTTがあそこへ出てきまして、土地をまとめて、そして8町1反ぶりを買い得たと。その当時の人たちの話を聞きますと、最後抵抗した人何人かいましたけれども、10人、15人に対して、あなたのうちが最後の地権者なのです、あなたのうちが最後の地権者なのです、あなたのうちが最後というのを十何軒使って土地を買収して行って、いわば8.1ヘクタールがNTTの土地の中に、いわば地権者として現実にはなっていると。1人ないし2人がまだ未買収のところがありまして、現実には四十四、五人の人たち、一、二人を残して全てNTTの土地になって、なおかつ私は見ていませんけれども、県の開発公社の中にも土地は入っているのだらうと、私はそう想像しています。

しかし、これは民間行為であるとするならば、当時は水口の人たち、札幌の人たちは公共の電波としての部分なのだから、あなた方はみんな国のために協力してくれと、こういう中で多分に、あの当時で坪2万3,000円で、反当690万円で売ったと言われてます。そういう中で、この物事が進んできたわけですが、しかし今回こういうことが日野自動車の関連の中で、それがまた有効利用されて、今までNTTから借りておいた土地が、去年の12月をもってして全ての人たちが耕作権をいわば戻して、NTTのほうへ戻して、一つのどこかに使用目的が変更されたので、本当は当時はNTTとの約束では、耕作権は一代限りに対してあなたに、どなたにも認めますよという中であつたそうですが、その夢も去年の12月に消えたそうでもありますけれども、それは一つの8.1ヘクタールが八千代の地番において利用されるということは、私はそれなりのまたこれからの固定資産税やいろんな問題も含めまして何らかの変化があつて、八千代の中に行財政が潤うのであれば、それはそれでいいのだらうと、こう思っています。

しかし、ここでまた一つ町長のほうにお聞きしたいのですけれども、マスタープランというものがここ何日か出てきています。そういう中で、小島議員からもありましたけれども、小島議員のほうからさっきも言いましたし、先ほど上野課長からもありましたけれども、当町における中において、菅谷・若地域の中においてやった面積が97ヘクタールを、いわばマスタープランの中で網をかぶせてきたわけです。しかし、現実にはそのマスタープランの中に置いた部分は、八千代町民は、これは役場の職員もよく頭の中に、どなたがどの立場になるか、いつかわかりませんが、よく頭の中に置いてほしいのは、マスタープランにおいて工業系のものがあるという、何かあしたにでも会社が

来るような勘違いを八千代町民はしている。しかし、このマスタープランというものは町が網をかぶせるだけで、決して強制力も何も持ちませんから、何らかの企業が来たときに、それを来やすいような部分をつくり上げるのだと、こういうふうな考え方にあるわけです。

ですから、今回の部分においても、話ちょっと逆になりますけれども、マスタープランが先しかれておった中に、先ほど言った南東部のいわば面積が入っているなら別ですが、今回慌ててマスタープランを、その部分が、8.1ヘクタールがそういうことが生じたので、慌ててマスタープランをやらざるを得なくなったという形になるわけですが、それはそれで先ほども言いましたけれども、いいでしょう。しかし、現実これから数字のいわば引き算をしていきますと、22.4ヘクタールがいわば8町1反ぶりの土地の南と北側に、あの札野地域の人たちの中において、この地域一帯のいわば町長が前言われた30.5ヘクタールのマスタープランの部分のいわば中において、先ほどの8.1ヘクタールを日野自動車のほうに吸収されていくとすると、左と右、いわば南と北側に合計で20.4ヘクタールが残るわけです。

これを町長にやっぱり私が申し上げたいのは、では何を申し上げたいのかというと、菅谷・若地区において、少なくとも平成19年から20年にかけて一部修正、訂正をするというマスタープランの変更をしてつくった。そうすると、先ほど言ったように、あしたにでも工場ができるように町民が勘違いしている部分を、やはり今回のマスタープランにおいては日野自動車があそこにあれだけのものを立地してきているわけですから、何回も繰り返すようですが、千載一遇のチャンスと捉えるのであれば、私は積極的に、あの両側の20.4ヘクタールに対して町がもう少し積極的にかかわっていくことを私は町長にお聞きしたいのですけれども、その点はどのようにお考えかお聞きをしたいと、このように思っています。

時間がなくなってきましたから、もう一つは八千代高校の脇の道路、これについても先ほど申し上げたように1人の地権者が、一番出だしの出っこじれがあって、誤解があったのかどうかわかりませんが、頑として判が押されないと。しかし、現実には先ほど出ていますように、菅谷・若地区におけるアクセスにおける部分において、では古河へつながったときどうなのだというあの道路を見て、あるいはまたこれから今度アクセスが、マスタープランも含めてあそこに今度札野地区に大きく8町ぶりこっちへ押し出してくるわけですから、その道路が八千代には一人も来ないで、八千代には一人

も向いてこないで、圏央道や4号の4車線に向いた中で入り口がやられて、こちら側には塀でも建てられて、出口は気がついてみたら南と西にしかなくて、八千代側には孤立した塀がつくられるとするならば、私は不幸なことだと思いますので、私はこの道路開通についても、先ほど課長からありましたように60%と40%の中の持ち分だけを持ってばいいのだと、そういうことではなくて、古河も合併しましたから、基本的には職員もそういう部分の説得性を持った人も、私は少なくとも三和の人間が行くのであれば別ですけども、その係が行くのでありましようから、古河のどこかの市内の人か総和の市内の人が行って、こんにちは、何とかお願いします、そんなので説得できるようなものではないので、できるならば八千代の町長として、八千代のやはりこれからの行く末の存続がかかっていますから、そこの部分についても積極的に、単なる経常経費の6・4方式で持てばいいのだということではなくて、私はこの部分についても直接陣頭指揮で旗を振ってもらってやっていただければありがたいと、このように思っています。

残された時間、大分少なくなってきましたので、持ち時間私なりにありますけれども、町長のご意見、今後の取り組み方をお聞きをして、いわば2点だけ、マスタープランにおける実質30.何ヘクタールの部分を、残った日野以外の22.4ヘクタールの部分のいわば有効利用について、町長が言われるトップセールスという言葉の名において、何らかの動きを持っていただけるかどうかお聞きするのと、もう一つは十何年位置づいたまま動かない八千代高校のいわば北側の道路を三和のほうにストレートに、4車線で向こうは行っていますから、こっちは4車線でなくても何でも構わないですから、とりあえず真っすぐな道路にすることが八千代町のイメージアップになるのだらうと、こういうふうに思いますので、その2点だけお聞きをして質問とします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

30.5ヘクタール、マスタープランで網をかけたということでございまして、あそこの日野自動車の南東部の拡張分21ヘクタールあったわけですが、古河分と八千代分、八千代分は8ヘクタールございまして、いろいろ今後日野自動車が来ることについて、あそこが相当発展するのではないかとということでマスタープラン等を策定いたしまして、平成27年度の6月で仕上がりまして開発行為を行うわけですが、これも住民の希望によりまして22.4ヘクタール、住民が企業誘致したいと言えは町で開発行為

をして、いろいろ企業に売却ということをごさいますて、8ヘクタールについてはNTTから開発公社へ売って、日野へ売る予定と聞いております。何十年か前に売ってしまったということで、1人が何か持っております。

いろいろあそこへは道路が、筑西幹線道路があそこらを通るのではないかと我々も予想しているわけですが、4車線相当開発行為その他通るのではないかと私は想像するわけで、そういうことでありまして、菅谷・若につきまして網かけ先般やりました、さらに今回改定分ということで30.5ヘクタールやったわけでごさいます。

先ほど大久保議員が、大部分の8ヘクタールの中ではみんなNTTへ売却してしまったということをごさいますて、今回つくってもよいということをごさいますて、耕作権だけは持っておりますが、耕作権も返納したようでごさいます。これから相当開発、8ヘクタールについては日野自動車を買収し、日野自動車で利用する予定になっております。多分保養設備か何かつくるのではないかと私は予想しておりますが、その周りもいろいろ我々とすれば網をかけた上で、これからの開発、3地区ありますが、我々としてはそういう面で網をかけて、工業系ということで網をかけたわけでごさいます。地権者ともいろいろ相談いたしまして、できれば日野関係の企業関係でも来てもらえば、私は幸いかと思っております。

また、八千代高校の北側道路におかれましては、古河との協定でごさいますて、古河も合併しましたので、いろいろ8号線あるいは古河の駅前へ通ずる、十間道路へ通ずる八千代にしても、あるいは水海道から石下を通って八千代を通って三和、総和、古河という幹線道路でありまして、合併した当時、いろいろ三和町におかれましても筑西幹線道路、白戸町長が日野が来るのでこっちは構ってられないという内情ということで、八千代町のあそこへ道路、20年度、21年度、800万円予算とりましたが、返還されたことをごさいますて、これからも1人の反対ということをごさいますて、反対する人も亡くなったようでごさいますので、これからも継続して古河のほうへ申し入れまして、全線が真っすぐ行くような幹線道路でありますので、早く開通して活用していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 町長から再質問に対する答えをいただきました。先ほど反対す

る者もいなくなったという言葉があったわけなのですが、上野課長からすると、その地権者については解決していないというお話があるわけです。どちらが正しいのか確認をさせていただきたいと、このように思います。

最後に、もう一つ私が声を大にしたいのは、八千代町は工場進出等において、私もそういう時期もありましたけれども、八千代町においては霞ヶ浦用水系における工業用の水は一リッター、一滴も権利がないわけです。ですから、水を使ういわば企業は八千代には立地はできないと。自家井戸でも掘れば別ですけども、そういうもので今の企業は来ませんので、そういうものからすると、私は日野関連のようないわば流通、あるいはまた部品等々の中において水を、配水を使わない一つの企業立地を私は積極的にやるべきだと、こういうふうに私は思いますので、その点強く要望しておきたいと思います。

1点だけ、先ほどの。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） あの道路の反対者1名は、今までどおりでございます。賛成はしてございません。

議長（水垣正弘君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、5番、中山勝三議員の質問を許します。

5番、中山勝三議員。

（5番 中山勝三君登壇）

5番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。お昼のチャイムが鳴ってしまいましたが、最後残り1人ということでご辛抱いただければというふうに思います。

初めに、通告1の福祉タクシーについてお伺いをいたします。当町は、平地面積が非常に広く農業に適しており、田や畑、そして敷地面積等も広く、住宅が散在をしております。近年はマイカーの普及によりまして、公共交通機関の路線バスも役場と古河駅を結ぶ国道125号線を通るルートと、下結城の松本、宮ノ下から古河駅間を結ぶ2ルートを残すのみとなっております。また電車の駅もないわけでありまして、そういうことで、自動車の運転免許のない人、また交通弱者と言われる人にとりましては、機能回復のための通院というものが大変不便になっております。

そこで、町内におきましては医療巡回バスを走らせて、診療所や病院への送迎等によ

って高齢者の医療通院の手段の確保を提供しているわけですが、地域によってはその地域も広大なために巡回バスの乗降場所まで行けないというところもあります。体のぐあいの悪い人は、なかなかそこまで行けない。そして、高度医療機関や町内の病院にはない診療科目や、あるいは第2次医療機関は町内にはありません。町外に行かないと病院がないということでもあります。

当町では、障害者の福祉として高齢者や患者の治療などのために、平成18年より福祉タクシーとしてタクシー料金の助成を行って9年目に入っているかと思いますが、しかしこの制度が発足する当初にあっては、町内の高齢者の方は非常に喜んだわけです。医療機関を初め、せめて町内での、いわゆる買い物弱者と言われます、生活必需品の調達などにも利用できるのではないかとということで期待が大きかったわけですけれども、この利用規則というものが大変に厳しい、そういう条例でございまして、それには使えないということで落胆の声が聞かれました。まず、この福祉タクシーの利用状況の推移につきまして、利用者数とその経費につきましてお尋ねをいたします。

日本の人口は、いよいよ減少傾向へとこの数年で転じてきたわけですけれども、合計特殊出生率におきまして人口を維持するための基準としましては、これが2.07が必要と今言われますが、先日の発表によりますと、2013年の合計特殊出生率1.43と発表されました。そして、これは最低を記録した2005年が1.26であったということと比べると、やや上向いているということですが、しかしながら急激な人口減少を食い止めるまでには至っていないということでもあります。当町におきましても、毎年人口が減少してきております。子どもたちが少なくなっている、少子化がどんどん進んでいると。逆にひとり暮らしの高齢者の方が増加しているようでございます。65歳以上の高齢者単身世帯は、現在何世帯となっているかをお伺いいたします。

そして、当町には、なかなか先ほど来お話ありましたように、優良な企業というものも数は少ないわけです。多くの若者を受け入れて能力を生かしていけるというビジネスチャンス、魅力的な事業所、工場というものが大変少ない状況になっておりまして、例えば大学校とか、あるいは専門学校などに進学のために一度八千代町を離れると、卒業しても就職先が町内には少ない。また、八千代町よりも就職先やビジネスチャンスの多い都市部、そして通勤に便利な首都圏のほうに移り住んでしまうなど、八千代町に帰りたくても帰れないという、そういうのが当町の人口減少の大きな要因ともなっております。

かつて農業がこれほどに機械化される前は、農村を支えているのは三ちゃん農業と言われて、いわゆるじいちゃん、ばあちゃん、母ちゃんが家を守っておりましたが、先ほど申し上げましたように人口の都市部への一極集中の流れが続いておりました、生産年齢人口も減少するなど、地方の田舎には高齢者だけの、じいちゃん、ばあちゃんだけの世帯というのがふえております。この方たちは、本当に戦後の食べるのさえ厳しい時代を生き抜いてきた、そして団塊の世代を生き抜いてきた。大変勤勉でありまして、日本の発展に大きく貢献をしてこられた、そういう世代の方たちであります。そこで、高齢者のみの世帯という構図が発生をしてきておりますが、現在町内ではどのくらいの世帯があるでしょうか、お尋ねをいたします。

先ほど申し上げたように、八千代町の福祉タクシー利用料金助成要綱の対象者という項目で、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。ちょっと引用しますので、少し長くなるかもしれませんが、第2条に、この事業は、タクシー料金の助成を受けることのできる者は、町内に住所を有するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、茨城県税条例、ちょっと省略させてもらいまして、規定により自動車税を減免されている者、それから八千代町条例、同じくちょっと省略しまして、規定により軽自動車税を減免されている者及び世帯員が町税を滞納している者を除くとあります。

そして、1としまして、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、次に掲げるものということで、アとしまして身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者程度等級表の1級、2級または3級に該当する者。それから、2としまして、養育手帳制度要綱による養育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が(A)、それからAのもの。それから、3としまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級または2級のもの。それから、4としまして、八千代町に居住する65歳以上の単身世帯のもので所得税非課税世帯のもの。5、その他、町長が必要と認めるものというふうな、以上のようになっているわけです。

誰人も高齢になりまして、老い、病というものを避けることはできませんけれども、これからの時代の取り組みといたしまして、介護状態にできるだけならないように予防事業が推進をされてきております。そして、要支援の方や要介護でも軽度の方にはリハビリなど機能回復に力を入れて、住みなれた地域で、地域の人々とのつながりの中で生活できるよう補助するために交通の手段を確保する。この一助として、福祉タクシー料

金の助成事業の対象者に対しまして、「高齢者のみの世帯で所得税非課税世帯のものは家族人数分」ということを加えて、福祉の向上を図ることについて執行部の見解をお伺いをいたします。

次に、通告2の人口減少問題についてお尋ねをいたします。厚生労働省が6月4日に発表いたしました人口動態統計では、先ほどもちょっと話が出ておりましたが、2013年の出生数におきまして、全国で過去最少という102万9,800人であったということです。そして、死亡数が126万8,432人ということで、人口の自然減少が23万8,632人だったということです。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、日本の総人口の中では2010年で1億2,805万7,000人、これが予測ですけれども、2040年には1億727万6,000人ということで、人数にしまして2,078万1,000人減少すると。率にして83.8%になってくるといふふうに予測がなされております。同じように茨城県についても出ております。2010年では297万人でありましたけれども、30年後ということで2040年には242万3,000人ということで、54万7,000人減少するといふふうに出されております。

そこで、まず通告では2項目め、③となっておりますけれども、八千代町の将来人口の推移予測についてお尋ねをいたします。高齢化率において、現在当町では23.数%、24%弱と聞いておりますが、2040年にはこの予測では高齢化率、65歳以上が45%に達すると、八千代町で、このように予測をされております。

先ごろ皆さんもニュースを目にしたと思いますが、日本創成会議から発表がありました。地方から大都市への人口流出が現在のペースで続くと、この2010年から2040年の30年間で20歳から39歳、いわゆる20代、30代の女性が半分以下に減る自治体というのが896市区町村に上がるというふうに発表がありました。これは、どういうことを意味しているかといいますと、それだけ減少してまいりますと自治体の運営が難しくなって、将来消滅する可能性がある、地域崩壊の危機を指摘されているわけであり。例として、例えば秋田県では98%の自治体とか、あるいは山形県ではやっぱり8割の自治体が消滅する可能性がある、非常に衝撃的な発表だったわけですけれども、そこで茨城県内市町村においての試算も発表されておまして、20代、30代という若年女性は子どもを産む中心の世代ということでございます。そして、2010年と比べまして2040年の減少というものが、県内で全44市町村に及び、全部ですね、全部の市町村が減少ですけれども、出生率が上昇しても人口維持が困難とされる20代、30代の女性が50%以上減少する市町村が、18の市町村があるとされました。そこで、最も減少率が高いと見られるの

が太子町ということで72.6%、この若年女性人口というのが、実に1,335人から366人
まで減少すると。そして、人口が2万73人だったのが、1万人を割り込んで9,503人とな
るというふうに予測が出たわけでございます。非常にショックが隠せないというところ
でございますが、17番目が潮来市、こちらがマイナス50.9%、18番目が笠間市、マイナ
ス50%と続きまして、ここまでが将来消滅可能性自治体と位置づけられた中に該当して
おります。19番目が八千代町と、マイナス49.8%、20番目が下妻市のマイナス49.7%と、
このように出されたわけで、限りなく消滅可能性自治体に近いとされたわけでありませ
が、そこでまず当町の人口、住民登録者数につきましての数というものをお伺いをいた
します。

また、八千代町では子どもさんを産む中心の年代と言われる若年女性数、20代、30代
の数についてもお伺いをしたいと思います。

先ほど取り上げました日本創成会議の予測については、いたずらに悲観をするのでは
なく、そして他人事と傍観するのでもなく、これから私たちが迎えていくということ
を直視をしていくことが肝要と思います。こちらの問題を町長はどのように捉えているか、
ご所見をお伺いをいたします。

そして、急激な人口減少が経済の縮小、活力の減退を招くのをいかに緩和していくか。
自治体では、できる対策というものにも限界があると思います。しかし、しっかりとし
た危機感を持つと同時に意識の改革、発想の転換、また先進事例を参考に総動員して、
できるだけ早く対策を打つということが求められてまいります。執行部の見解について
お伺いをいたします。

以上の2項目につきまして具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

福祉タクシーについて、利用者数の推移についてでございますが、福祉タクシー利用
料金助成事業につきましては、議員が申しますとおり平成18年度から実施している事業
でして、在宅の障害者などが通院、通所、それから福祉行事等へ参加する場合の往復に
要するタクシー料金の一部を助成するものであります。対象者につきましては、自動車
税の減免措置を受けていない世帯で、世帯員が町税を滞納していない世帯の方というこ
とで、そのほか身体障害者手帳の所持者については3級以上の方、それから療育手帳の

所持者につきましてはマルAまたはAの方、それから精神障害者保健福祉手帳については2級以上の方、そして65歳以上の単身世帯で所得税非課税世帯の方でございます。

助成額につきましては、1回の乗車につき、タクシーの初乗り運賃相当額730円を助成するものでありまして、対象者1人につきまして、年間48回分を交付しております。

利用者数の推移につきましては、平成18年度が12人で助成額5万3,300円、平成19年度が25人で助成額は15万7,610円、平成20年度が27人で助成額は23万2,880円、平成21年度が30人で助成額は26万2,700円、平成22年度が29人で助成額は24万4,400円、平成23年度が23人で助成額は25万470円、平成24年度が25人で助成額は26万1,890円、平成25年度が28人で助成額は32万6,790円となっております。

利用者の内訳としましては、障害者の方が約3分の1、高齢者の方が3分の2の割合となっております。

次に、65歳以上の単身世帯数でございますが、平成23年10月時点で267世帯となっております。また、65歳以上の高齢者のみの世帯数につきましても、同じく23年10月時点で231世帯となっております。

次に、助成を受けられる該当者に「高齢者のみの世帯で所得税非課税世帯のものは人数分」の追加拡充についてでございますが、高齢者のみの世帯を既に対象者として対応している自治体がございます。要件としましては、「75歳以上の者のみで構成する世帯に属する者」や「交通手段を持たない75歳以上の高齢者のみ世帯の者」などとしております。本町における追加拡充につきましては、高齢者の利用割合が多いことや、障害者、高齢者の福祉の増進を図る上でも、そのような実施している自治体の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 横島広司君登壇）

町民課長（横島広司君） 中山議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、人口減少の問題におけるご質問の中の3点についてお答え申し上げます。まず、八千代町における日本人と外国人別の住民基本台帳登録者数につきましては、6月1日現在において、日本人が2万2,359人、外国人は905人の合計2万3,264人でございます。

続きまして、2点目ですが、そのうち20歳から39歳の女性の登録者数につきましては、日本人が2,256人、外国人が64人の合計2,320人ございまして、女性の全登録者数の

20.7%となっております。

3点目ですが、将来の人口の推移予測につきましては、先ほど中山議員が申されました厚生労働省の機関であります国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました平成25年3月推計によります日本の地域別将来推計人口により、これはダブるところありますけれども、申し上げたいと思います。これにつきましては、平成22年の国勢調査をもとに5年ごとの30年間について、男女年齢階級別の将来人口を推計したもので、外国人を含んだ数値となっております。平成22年の国勢調査における八千代町の人口は、日本人が2万2,325人、外国人781人の合計2万3,106人でございます。なお、その時点における住基登録者数と外国人登録者数の合計は2万4,124人でありまして、国勢調査人口が約1,000人少ない数値となっております。この差につきましては、登録者であっても居住が確認できなかった、あるいは学生や会社勤務などにより生活の実態が八千代町以外であったなどによるものと考えられるところでございます。

人口問題研究所の八千代町における推計人口と、そのうち20歳から39歳までの女性の人口及び女性全体に占める割合を西暦で申し上げたいと思います。2020年の人口が2万1,474人、女性が1,929人の18.7%でございます。2025年が2万601人で1,827人の18.6%、2030年が1万9,690人で1,718人の18.4%などとなっております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、中山議員の一般質問にお答えします。

福祉タクシーの利用料金助成事業は、障害者や高齢者の移動を支援する手段として有効な事業であると考えておりますが、高齢者のみの世帯への追加拡充につきましては、近隣市町の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、人口減少問題であります。住民登録者等の数値的なことについては町民課長が答弁したとおりであります。人口問題については、先ほど小島議員の一般質問の中でも触れましたが、現在全国レベルで年間20万人近くの減少状況にあるとのこと。当町においても人口減少は進行していると認識しております。人口減少に歯どめをかけることは、喫緊の重要課題の一つであります。そのためには、固定資産税の課税免除制度による企業誘致、さらに保留地住宅支援助成金制度を活用した定住化促進、福祉環境の

整備として子育て支援のための医療費支給事業の中学3年生までの拡充、出産子育て奨励金支給事業の促進、また保育園施設整備事業、さらに教育環境の整備として小中学校の改築事業等による定住人口の確保対策を進めることにより、魅力ある八千代町をアピールできるように、そして誰もが住んでみたいと思えるような町八千代を目指し、町の重要施策と位置づけて取り組んでいかなければならないと考えておりますので、議員さんのさらなるご協力をお願い申し上げます、お答えといたしたいと思っております。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問ありませんか。

5番、中山勝三議員。

（5番 中山勝三君登壇）

5番（中山勝三君） ただいま執行部から、それぞれ具体的な答弁、数字的なものもいただいたわけでございます。通告1のほうの福祉タクシーにつきましてでございますが、条例に一文を加えて追加拡充を要望した件でございます。高齢者のみの世帯というものがふえてきているということで、先ほどの回答では単身世帯が267世帯、高齢者のみの世帯が231世帯ということで、ほぼ近いわけでございます。そして、この福祉タクシーも実施している自治体を参考にして検討してくださるということでございますが、単身世帯でも、また高齢者のみの世帯であっても、人間平等に誰も年をとってくるのです。そして病気もする、やっぱり医者へも行く。単身世帯でないから、複数世帯だから何とかなるだろうと、何とか病院にも行けるだろうと、こういうふうなこともちょっと考えられがちですけども、行けないところは行けないのですよ。やはり2人であっても3人であっても、高齢者は動けなければ動けない。

そういうことでありまして、やはり検討していただけるということでございますが、単身世帯は65歳と、先進事例でやっているところは75歳というふうなことを答弁ございましたけれども、これ何も75歳にしなくてはならないということもないわけです。65歳からでも、行けないところは行けないわけです。この条件を満たしていなければ使えないわけでございまして、やはり平等性とかそういうこともよく考慮していただいて、今後取り組んでいただきたいと思うわけでございます。この点について、再度担当課長と町長から答弁をいただきたいと思っております。

それから、人口減少問題につきましてでございます。やはり私の調査では、2010年から2040年への予測につきまして、人口問題研究所のほうでは2万3,106人から1万

7,637人ということで5,469人減少すると、こういうふうに大きな数字が出ておりますので、どうぞこの点をよくよく考えていただきまして、先ほどの若年女性の20代、30代の方の減少率が日本創成会議のほうから出ている数字で割りますと、先ほどご答弁をいただいた2,320人、現在外国の方も含めていらっしゃるということですが、もう5割近くなる、半分ぐらいになるということですから、本当に1,150人ぐらいになってしまうという、こういう予測が立てられておりまして、先ほど申し上げましたように、さまざまな手を町としても打っていらっしゃる。ちょっと提言も書いてきましたが、これ省きまして、もう限りなく将来消滅自治体に近いという、こういうふうなことも挙げられてしまっているような、そういう現状でございます。ちょっとこの辺を含めまして、こちらはちょっと町長のご答弁をいただきたいと思えます。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、中山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど私のほうが、先に高齢者のみの世帯を対象としている例を挙げさせていただきました。これはそういう一例かと思えますので、検討をしていく中では年齢もそうですが、年齢を75歳ということに限定ではなくて、その内容的なものをもう少し、例えば条件等とか、中には初乗り運賃でないところもあったりしております。そういうものも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思えます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 日本の人口も30年後には半分になるという予測でございまして、茨城県でも県北は減るということでございまして、全国的に全部予測が当たるとは私は考えておりません。八千代町は平地であって耕すところがある、また働くところがある。全国的に見て山岳が多い。四国、中国、東北あるいは北海道においても働く場所がないということございまして、私も当たらないような施策で、八千代町も2万人は切らないような施策をしていきたいと思えます。

この間、町村会の会議がありまして、講演をいただいたということで、ここにいる町村がみんななくなってしまうということございまして、東京の御蔵島は800人きりいなそうです。昔は足りていた数が、いろいろ漁業関係等もありまして、800人。それでも、みんな金持ちで十分にやっているということございまして、予測が当たらないような施

策をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

（「福祉タクシー」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） タクシーにつきましては前向きに検討して、やはりひとり暮らし老人等においてもいろいろありますが、やはり家族制度をちゃんとしておけばひとり暮らしにならない。そういう家族制度を重視した、道徳とか古い、年寄りを1人で置いておく、いろいろ世代が変わりますが、やはりそういうものを大事にする。八千代町は家族構成が茨城県で一番多いということで3. 何人、4人近くおりますので、できるだけひとり暮らしにならないような家族制度をつくるということでございまして、そういう施策をしていきたいと考えております。

また、タクシー等におかれましては、そういう人については前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

5番（中山勝三君） 以上です。

議長（水垣正弘君） 以上で5番、中山勝三議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 請願第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める請願

議長（水垣正弘君） 日程第2、請願第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月6日の本会議において総務常任委員会に付託してありますので、委員会の審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野総務常任委員長。

（総務常任委員長 上野政男君登壇）

総務常任委員長（上野政男君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、総務常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果についてご報告をいたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求め

る請願であります。

当委員会は、去る6月6日、本会議終了後、委員5名並びに町執行部より副町長及び関係課長等の出席を求め開催をいたしました。

今回の審議につきましては、担当課長から請願の内容についての説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で採択をすべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告を申し上げますが、議員各位のご賛同をくださいますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（水垣正弘君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

請願第1号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第3 議第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出について
議長（水垣正弘君） 日程第3、議第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会におきまして説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第1号 東海第二原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第4 請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

議長(水垣正弘君) 日程第4、請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月6日の本会議において産業建設常任委員会に付託してありますので、委員会の審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 小島由久君登壇)

産業建設常任委員長(小島由久君) ただいま議長のご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願であります。

当委員会は、去る6月6日、本会議終了後、委員4名並びに町執行部より関係課長等の出席を求め開催いたしました。

今回の審議につきましては、担当課長から請願内容についての説明を受け、慎重に審

議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告申し上げましたが、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

議長（水垣正弘君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

請願第2号に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願については、委員長報告のとおり採択と決定をいたしました。

日程第5 議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の提出について

議長（水垣正弘君） 日程第5、議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案につきましては、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理

由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の提出について、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

議長(水垣正弘君) 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(水垣正弘君) 以上で、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってまいります。皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存

じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げます、平成26年第2回定例会を閉会といたします。

(午後 零時56分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 水 垣 正 弘

署 名 議 員 廣 瀬 賢 一

署 名 議 員 上 野 政 男